

涸沼・水鳥湿地センター（展示施設）における移動販売車（キッチンカー）募集要項

1 目的

この要項は、涸沼・水鳥湿地センター（展示施設）において、移動販売車（以下「キッチンカー」という。）により飲食物の提供をすることで、利用者の利便性向上及び周辺の賑わい創出を図ることを目的とする。

2 出店場所

涸沼水鳥・湿地センター（展示施設）

茨城県東茨城郡茨城町下石崎 2585 番地 4（出店区画は別紙地図参照）

3 募集日時

令和 7 年 12 月 20 日（土）、令和 8 年 1 月 17 日（土）、令和 8 月 2 月 14 日（土）

出店可能時間は午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。（出店準備から撤収までの時間を含む。）

4 出店料等

試験導入のため、出店料等の徴収は行わないものとする。

5 販売品目

食品衛生法の規定に基づく飲食物（酒類は除く）とする。

6 応募者の資格要件

- （1） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しないこと。
- （2） 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者またはその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- （4） 食品衛生責任者の資格及び自動車による食品営業に係る営業許可（調理営業又は販売業若しくはその両方）を有すること。
- （5） 生産物賠償責任保険（PL 保険）に加入していること。
- （6） 過去 3 年以内に、食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。

7 営業の許可条件

(1) 許可対象

1 日につき原則 1 台まで

(2) 許可対象面積

約 10 m² (指定する区画内のみとする。)

(3) 交通上の安全対策

施設利用者の通行の安全性を確保し、敷地内は速度 5 km/h 以内で走行すること。

(4) 食品提供上の安全対策及び配慮

①火気を使用する場合は、消火器等の設置を行い、事故防止に努めること。

②食品のアレルゲン表示を適切に行うこと。

③食中毒が発生した場合は、速やかに町へ報告のうえ、食品衛生法等に基づき、出店事業者の責任において対応すること。

④衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。

(5) 周辺環境への配慮

①騒音、振動、悪臭等の発生防止に努め、拡声器や BGM は使用しないこと。

②キッチンカーの装飾等が、周囲の景観と著しく不調和でないこと。

③メニュー看板やのぼり旗等を設置する場合は、車両周辺の概ね 1 m 以内の常時管理可能な範囲とすること。

(6) ごみ処理及び周辺美化

①出店者は、ごみ箱をキッチンカー付近に設置し、ごみを分別のうえ適正に処分すること。

②出店場所及び周辺を清掃し、美化維持に努めること。

③出店により生じた排水や油類、残飯等は出店者が持ち帰り処分すること。

(7) 事故及び紛争の解決

①出店に伴う事故や出店者と利用者間の苦情等のトラブルは、出店者の責任において迅速に対応すること。また、その内容については町へ報告すること。

②出店に伴い発生した施設及び第三者への損害は、出店者が一切の賠償の責を負うこと。

(8) 食品の調理販売以外の活動の禁止

政治的または宗教的な活動や、出店情報等以外の無関係な宣伝活動を行わないこと。

(9) その他事項

①本要項に定めるもののほか、その他関係法令を遵守すること。

②申請に虚偽があった場合や許可条件を満たさない場合、町は出店許可を取り消すことができるものとする。また、出店取消しにより出店者が被る損害に対し、町は一切の責任を負わないものとする。

③調理・販売に係る施設設備は電源のみ使用可能とし、水道の使用は不可とする。

8 応募方法

(1) 提出書類

- ①出店登録申請書
- ②誓約書
- ③営業許可証の写し
- ④食品衛生責任者証等の写し
- ⑤生産物賠償責任保険（PL 保険）の証明書の写し
- ⑥車検証の写し
- ⑦キッチンカーの写真（出店形態がわかるもの）

(2) 提出期限

- ①令和7年12月20日（土）出店：令和7年11月28日（金）正午必着
- ②令和8年1月17日（土）出店：令和7年12月19日（金）正午必着
- ③令和8年2月14日（土）出店：令和8年1月16日（金）正午必着

(3) 提出方法

持参または郵送

(4) 提出及び問合せ先

〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町小堤 1080 番地

茨城町生活経済部みどり環境課（茨城町役場 本庁舎1階8番窓口）

電話 029-240-7135（直通）

FAX 029-240-7149

E-mail midori@town.ibaraki.lg.jp